



福岡県医発第211号（総）

平成18年4月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋



医師法施行令の一部を改正する政令及び医師法第16条の2第1項に規定する
臨床研修に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、厚生労働省医政局長より、日本医師会を通じて、通知がなされ、周知、協力方依頼がありました。

本件は、臨床研修修了時に、臨床研修病院が行う手続きおよび臨床研修修了者が行う臨床研修修了登録証に関する手続きを定めた改正政令及び改正省令が、本年4月1日より施行されるというものです。

また、臨床研修を行う大学病院についても臨床研修修了者の情報を地方厚生局宛に提出する依頼がされております。

本件につきまして、貴会におかれましても、ご了知いただき、関係各方面に対しての周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・永田正和

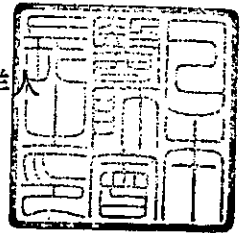
日医発第63号(生1)

平成18年4月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 唐澤 祥人



医師法施行令の一部を改正する政令及び医師法第16条の2第1項に規定する
臨床研修に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

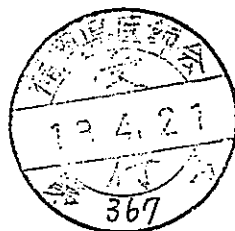
今般、標記の件について、別紙写しの通り、厚生労働省医政局長より、各都道府県宛に通知がなされ、本会に対しても、周知、協力方依頼がありました。

本件は、臨床研修修了時に、臨床研修病院が行う手続きおよび臨床研修修了者が行う臨床研修修了登録証に関する手続きを定めた改正政令及び改正省令が、本年4月1日から施行されるというものです。

また、臨床研修を行う大学病院についても臨床研修修了者の情報を地方厚生局宛に提出する依頼がされております。

ご参考までに当該政令第57号と省令第86号を添付しましたので、内容についてご確認ください。

本件につきまして、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会管下医師会や会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



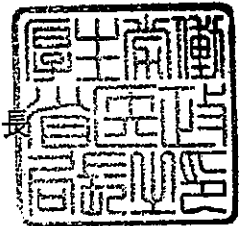


医政発第 0331013 号の 3

平成 18 年 3 月 31 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医師法施行令の一部を改正する政令及び医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。



医政発第 0331013 号
平成 18 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法施行令の一部を改正する政令及び医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

医師法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 57 号。以下「改正政令」という。）及び医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 86 号。以下「改正省令」という。）については、本年 4 月 1 日より施行されることとなった。

貴職におかれては、下記の事項について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 改正政令及び改正省令の趣旨

平成 16 年 4 月より新医師臨床研修制度が導入されたことに伴い、診療に従事しようとする医師については、2 年以上、大学病院又は臨床研修病院（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた病院をいう。）において、臨床研修を受けることが義務付けられているところである。

今回の改正政令及び改正省令は、臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に係る申請手続、申請手数料等を定めたものである。

2. 運用上の留意事項

（1）臨床研修修了時の手続

単独型臨床研修病院（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（以下「臨床研修省令」という。）第 3 条第 1 号に掲げる単独型臨床研修病院を

いう。)又は管理型臨床研修病院(臨床研修省令第3条第2号に掲げる管理型臨床研修病院をいう。)の管理者は、臨床研修修了証の交付後1月以内に、臨床研修修了証を交付した研修医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表(別添)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

(2) 臨床研修修了登録証の交付等に係る手続

臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付を受けようとする者は、それぞれ臨床研修修了登録証申請書、臨床研修修了登録証書換交付申請書及び臨床研修修了登録証再交付申請書に必要事項を記載するとともに、関係書類を添付した上で、単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出すること。

なお、臨床研修修了登録証の交付申請等に係る手数料は、3,100円であること。

(別添)

臨床研修修了者一覽表

病院名 _____

[illegible]



医政発第 0331013 号の 2

平成 18 年 3 月 31 日

各国公私立医科大学（医学部）附属病院長 殿

厚生労働省医政局長

臨床研修を行う大学病院からの臨床研修修了者に係る情報提供に
関する依頼について

「医師法施行令の一部を改正する政令」（平成 18 年政令第 57 号）及び「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令」（平成 18 年厚生労働省令第 86 号）の施行については、「医師法施行令の一部を改正する政令及び医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令の施行等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け医政発第 0331013 号）により各都道府県知事あてに通知したところである。

大学病院については、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定されているとおり、臨床研修の機会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しないが、大学病院において臨床研修を行った者についても臨床研修を修了した旨を医籍に登録するために確認が必要となる。

このため、大学病院であって単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院に相当する病院の管理者は、臨床研修修了証に相当する書類の交付後 1 月以内に、当該書類を交付した研修医の氏名及び生年月日を記載した臨床研修修了者一覧表（別添）を当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に提出されるようお願いする。

なお、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

(別添)

臨床研修修了者一覽表

病院名 _____

[illegible]